神戸市会政務活動費検査員 2023 年度分検査報告書

2024年8月9日

1. 検査の意義・概要

【検査の意義】

「神戸市会政務活動費の交付等に関する条例」第1条の2に規定されていると おり、会派は、政務活動費の使途について透明性を確保し、市民に対する説明責任 を果たす責務を有している。

そして、政務活動費の支出は、「神戸市会政務活動費の交付等に関する条例」「神戸市会政務活動費経理要綱」「政務活動費の手引き」など市会にて制定・決定した基準に合致すると会派が判断した場合に限り、その決定がなされるものとされている。すなわち、支出決定者(会派の代表者)は、政務活動費の支出の決定について、責任をもって慎重に判断し、政務活動費を適正に執行する義務を有していると言える。

そこで、第三者である検査員による検査の意義は、政務活動費の支出について、 適正な支出手続きに従ってなされているか否かを、第三者が領収書等に基づいて 検査することにより政務活動費の適正な執行が担保されることにあると考える。

【検査の概要】

(1) 検査実施日

2024年6月20日、21日(中間検査を2023年12月14日に実施)

(2) 検 査 員

議長の検査を補佐する検査員として議長からの委嘱を受けた以下の3名。(近畿税理士会所属会員かつ登録政治資金監査人登録者の中から同会にて推薦した3名を委嘱。五十音順。)

庵 章 (統括検査員)

岩井 玄太郎

田中 茂

(3) 検査方法

- ① 検査は、10万円以上の支出については全件について実施し、10万円未満の支出については無作為抽出により実施する。
- ② 検査は、違法、不当な支出など政務活動費の返還が必要となるものの検知を中心として実施する。

2. 検査の結果

指摘事項

収支報告書残額と現金預金残高の不一致について

日本維新の会神戸市会議員団において、収支報告書残額が24,045,107円であるのに対し、現金預金残高が24,060,416円と15,309円多い状況である。不一致残高15,309円については、支出されず残っている状態にあり、原因が把握できない。原因が把握できない以上、不一致残高15,309円については、返還が必要である。

会派の見解

ご指摘のとおり、2023 年度の収支報告書上の残額と現金預金残高との不一致が 発生しております。

これにつきましては、日々の経理帳簿上の残高と現金預金残高との突き合わせが不十分であったために差額が発生したという事務処理上のミスと考えております。これにより生じた余剰金額 15,309 円につきましては返還いたします。

今後は、支出の都度、帳簿上の残高と現金預金残高との突き合わせを複数人で 実施すること、管理状況について月次で経理責任者の承認を得ることを徹底し、 不一致が発生しないようにしてまいります。

また、税理士と相談のうえ、クラウド会計ソフトを導入することにより、通帳の 電子記録から直接帳簿を作成する仕組みを整えることなども検討しております。

このたびの指摘事項を重く受け止め、今後も市民からの期待に応え続けていくため、政務活動費の適正な執行管理に努めてまいります。

3. 総括

2023 年度においては指摘事項が検知されている。事務処理上の誤りに起因する ところではあるものの、収支報告書との一致が確認できないため、返還が必要と 判断したものである。

政務活動費は、住民が納めた税金が原資であることから、単に、制度や手続きに 違反しないだけでなく、使用する際には、常に市民目線に立ち、高いモラルととも にその趣旨目的に沿った効果的な使い方が求められている。

社会経済活動が活発化している現況下においては、より厳格に、より高度な倫理観を反映すべきものと思われる。

今後とも、市民からの期待に応え続けていくためにも、必要に応じて手引き等の更新を行い、社会情勢の変化や市民感覚とも合致するより適正な政務活動費の執行に努めていただきたい。